

ミクロネシア連邦大統領府による修正緊急事態宣言の発表に関するプレスリリース（仮訳）

目下、滞在先のグアムにて14日間の検疫を実施中のパニュエロ大統領は、COVID-19のパンデミックに関連する緊急事態宣言に署名した。右により旧宣言が取り消され、渡航制限が復活した。

2020年3月14日、デビッド・W・パニュエロ大統領は、内閣及びタスクフォースの助言及び世界保健機関（WHO）などのパートナーと協議し、FSM憲法第10条のセクション9で大統領に与えられた権限に基づき、COVID-19パンデミックに関連して国家の緊急事態が宣言された。以前の緊急事態宣言は、その修正と説明を含めて取り消される。

同緊急事態宣言は、以前の宣言による渡航制限のほとんどを変更して復活させる。これは、FSM憲法第11のセクション801, 802, 803, および804に準拠している。FSM国民は、COVID-19の症例が確認されている国、州、または地域（米国、日本、オーストラリア、中華人民共和国など）への旅行を禁止されているが、仕事への復帰、登校、近親者の末期症状若しくは死亡等の場合には政府が例外を認めることができる。しかしながら、FSM国民は中国への旅行は禁止される。

FSMに旅行する者は、以前の宣言と同じように、14日間の非感染国・地域での滞在を求められる。2020年3月14日の時点で、米国ハワイ州にはCOVID-19の複数の症例があり、14日間検疫を許容できる場所ではない。現在、グアムの領土がFSMに到着する前の14日間検疫の唯一の受け入れが可能な場所である。

グアムでCOVID-19のケースを確認した場合、グアムとハワイの両方からの入国が許可される。

ハワイとグアムでのCOVID-19の事例に関係なく、COVID-19の症状のない国・地域からの旅行者はFSMへの入国が許可されるが、到着時には強制的な検疫の対象となる。COVID-19の症例が確認された場合でも、より精密な検疫に基づきグアムとハワイからの入国を許可する目的は、生活用品や物資（医薬品、食品、郵便物等）のタイムリーな輸入を保証し、健康な旅行者の移動を継続させるためである。

FSMへ入国した旅行者でCOVID-19の症状がある者は、入国は許可されるが、検疫及び隔離の対象となる。

貨物船及び漁船に適用される条件は、その全ての意図・目的により、以前の宣言と同様である。商業輸送は終了せず、政府は民間部門と緊密に連携して、供給のタイムリーな到着と継続を保証する。パニュエロ大統領は、「スーパーマーケットには在庫があり、発電所にはディーゼルがある。我々は繁栄し続ける。」と述べた。

政府は、第 21 回 FSM 議会が議会決議 21-129 を通じて、その時点で持っていた最良の情報に基づいて国と国民に奉仕したと確信している。パニュエロ大統領は、WHO によるパンデミック宣言やアメリカ合衆国がヨーロッパからの入国を制限する等の世界各国が実施する対応に注目し、最新の情報に基づいて FSM 憲法で認められている新たな修正宣言を発令することは、国及び国民の最大の利益であると判断した。

パニュエロ大統領は、「私は、相互信頼と献身に基づき、議会と緊密に連携を継続していくことを楽しみにしている」と述べた。「我が国を安全に保つことの重要性に基づいて、私と代表団一行はグアムで 14 日間の検疫を行い、ポンペイ州政府の要件を満たすため、診断書の取得に取り組んでいる。ポンペイ語で“kitail ehupene”又は、“我々は共にある”という言葉がある。私の仲間のミクロネシア国民、我々は皆一緒にあり、共にこの災難に直面し、共に克服する。」